

参照条文

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

（概算保険料の納付）

第十五条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の六月一日から四十日以内（保険年度中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日（保険年度中途に労災保険法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十六条第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認があつた日）から五十日以内）に納付しなければならない。

一 次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度に使用するすべての労働者（保険年度中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者）に係る賃金総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（厚生労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額）に当該事業についての第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率（以下「一般保険料率」という。）を乗じて算定した一般保険料

二 労災保険法第三十四条第一項の承認に係る事業又は労災保険法第三十六条第一項の承認に係る事業にあつては、次に掲げる労働保険料

イ 労災保険法第三十四条第一項の承認に係る事業（ハの事業を除く。）にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（厚生労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同条の厚生労働省令で定める額の総額。ハにおいて同じ。）に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

ロ 労災保険法第三十六条第一項の承認に係る事業（ハの事業を除く。）にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における前条第一項の厚生労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（厚生労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同項の厚生労働省令で定める額の総額。ハにおいて同じ。）に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

ハ 労災保険法第三十四条第一項の承認及び労災保険法第三十六条第一項の承認に係る事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料並びにその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額の見込額についてイの規定の例により算定した第一種特別加入保険料及び前条第一項の厚生労働省令で定める額の総額の見込額についてロの規定の例により算定した第三種特別加入保険料

三 労災保険法第三十五条第一項の承認に係る事業にあつては、その保険年度における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（厚生労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同項の厚生労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、保険関係が成立した日（当該保険関係が成立した日の翌日以後に労災保険法第三十四条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認があつた日）から二十日以内に納付しなければならない。

一 前項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 前項第二号イの事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労災保険法第三十四条第一項の承認に係る全期間における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額の見込額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 前項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額の見込額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3・4 (略)

(増加概算保険料の納付)

第十六条 事業主は、第十五条第一項又は第二項に規定する賃金総額の見込額、第十三条の厚生労働省令で定める額の総額の見込額、第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額の見込額又は第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額の見込額が増加した場合において厚生労働省令で定める要件に該当するときは、その日から三十日以内に、増加後の見込額に基づく労働保険料の額と納付した労働保険料の額との差額を、その額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならない。

(確定保険料)

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の六月一日から四十日以内（保険年度の中に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中に労災保険法第三十四条第一項の承認を取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中に労災保険法第三十六条第一項の承認を取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第三項において同じ。）から五十日以内）に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度に使用したすべての労働者（保険年度の中に保険関係が成立

し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者
に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 第十五条第一項第二号の事業にあつては、次に掲げる労働保険料

イ 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例に
より算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第
一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

ロ 第十五条第一項第二号ロの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例に
より算定した一般保険料及びその保険年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業に
ついての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

ハ 第十五条第一項第二号ハの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例に
より算定した一般保険料並びにその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額についてイの規定の例
により算定した第一種特別加入保険料及びその保険年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額
についてロの規定の例により算定した第三種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、その保険年度における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当
該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2
5
6
(略)

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）

（賃金総額の見込額の特例等）

第二十四条（略）

2 法第十五条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働保険番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 保険料算定基礎額の見込額（当該見込額が前項の規定に該当する場合には、直前の保険年度の保険料算定基礎額）
- 四 保険料率
- 五 法第十五条の二に規定する高年齢労働者のうち雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者（以下「短期雇用特例被保険者」という。）及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者（以下「日雇労働被保険者」という。）以外の者に係る法第十五条の二に規定する高年齢者賃金総額の見込額
- 六 事業に係る労働者数
- 七 事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号

（概算保険料の増額等）

第二十五条（略）

2 法第十六条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働保険番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 保険料算定基礎額の見込額が増加した年月日
- 四 増加後の保険料算定基礎額の見込額
- 五 保険料率
- 六 保険料算定基礎額の見込額の増加後における法第十五条の二に規定する高年齢労働者のうち短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者に係る同条に規定する高年齢者賃金総額の見込額
- 七 事業に係る労働者数
- 八 事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号

（確定保険料申告書）

第三十三条 法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働保険番号

- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 保険料算定基礎額
- 四 保険料率
- 五 法第十九条の二に規定する高年齢労働者のうち短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者に係る同条に規定する高年齢者賃金総額
- 六 事業に係る労働者数
- 七 事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）

（一般拠出金の徴収方法）

第三十八条 徴収法第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十一条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十七条、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条の二及び附則第十二条の規定は、一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条第一項	次の 当該保険関係が消滅した日（保険年度の中に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第三項において同じ。） その保険年度に使用した 賃金総額 一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	その 当該保険関係が消滅した日
第十九条第二項	保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。） 一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	保険関係が消滅した日 一般拠出金率を乗じて算定した一般拠出金
第十九条第三項	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料	前二項の一般拠出金
第四十二条	この法律の施行	一般拠出金の徴収

2・3
(略)

第四十三條第一項		
第四十五條の二	この法律に	石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八條第一項において準用するこの法律に
附則第十二條	この法律の実施 第二十八條第一項	一般拠出金の徴収 石綿健康被害救済法第三十八條第一項において準用する第二十八條第一項

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）（抄）

（一般拠出金申告書）

第二条の二 法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 労働保険番号
- 二 労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 賃金総額（法第三十七条第一項の賃金総額をいう。）
- 四 一般拠出金率（法第三十七条第三項の規定により定められる一般拠出金率をいう。）
- 五 事業に係る労働者数
- 六 労災保険適用事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を有する場合には、当該労災保険適用事業主の法人番号